

DISCLOSURE

2014

ともに歩み ともに輝く

総代会について

■総代会の仕組みと機能

総代会は、信用組合の組合員から選ばれた総代によって構成される信用組合の最高意思決定機関です。

総代会は、定款の変更や決算承認、理事・監事の選任等信用組合の運営に関する重要事項を決議します。

総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

■総代の役割

総代には、組合員の代表として総代会等において、組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる重要な役割があります。

■総代の選出方法

総代は「総代選挙規定」に基づき、営業店単位に14の地区より選出され、任期は3年です。地区ごとに定数を定めており、選出方法は、立候補または推薦により届出がありました候補者について選挙を行っています。

■第58期通常総代会の報告

平成26年6月20日開催されました第58期通常総代会は、総代108名のうち、出席103名（うち、委任状による代理出席32名）のもと、次の報告事項ならびに議決事項が上程され、全議案が満場異議なく、原案のとおり承認・可決されました。

●報告事項

1. 平成25年度第58期 事業報告、貸借対照表、損益計算書 報告の件
2. 監事の監査報告

●議決事項

- 第1号議案 平成25年度第58期 剰余金処分（案）承認の件
- 第2号議案 平成26年度第59期 事業計画及び収支予算（案）承認の件
- 第3号議案 定款第16条に基づく組合員除名の件
- 第4号議案 任期満了に伴う理事・監事選出の件
- 第5号議案 役員退任に伴う役職慰労金支出の件



■総代のご紹介

平成26年6月20日現在

選挙区	総代定数	総代氏名（合計108名）						(敬称略：五十音順)	
本 店 区	21名	荒垣 繼生 師玉信一郎 浜田 正文 三浦 和美 和田 邦文	勇 芳博 積山幸太郎 治山 強 安田善次郎	屋宮 重藏 平 宗芳 前園 裕史 山元 正隆	喜入 昭 平 淳一 松元 榮幸 吉田 利夫	小村 和好 富田 一馬 松尾 典昭 渡 博文			
小浜支店区	9名	有村 文應 武島 一隆	上原 克夫 浜手 栄男	沖島 衛 原 正仁	畠納 建悟 盛 未和			竹田 政茂	
永田橋支店区	13名	岩崎 菊美 都成俊一郎 深佐 千尋	恵畠 達広 成田 博宗 前田 幸俊	屋 種夫 野中 守 村上 稔	築地 俊造 畠 義利	土持 圭子 浜田 幸雄			
瀬戸内支店区	13名	勇 健一 高田 幸三 政岡 博重	勇 次夫 田原 清宏 泰江 徹	小川純一郎 信島 一 豊 隆文	桂 久和 藤野 修一	喜島 哲洋 松村 保宏			
笠利支店区	6名	有川 貞好 山下 義和	大山 国雄	肥後 基樹	前田 幸男	南 利郎			
竜郷支店区	6名	久保 誠 山田 隆	里山 雅家	重枝 一哉	重野 寛輝	前田 豊成			
宇検支店区	4名	大友 満輝	杉浦 治俊	中村 真典	渡 秀美				
徳之島支店区	7名	東 敏美 吉川 清吾	木下 修一 吉村 辰巳	徳田 哲也	渕上平八郎	宮本 仁			
天城支店区	5名	城 博史	島 和也	徳田 正久	永岡 寛治	藤田 一夫			
喜界支店区	5名	中村昭一郎	比嘉 武徳	前底 浩喜	峰山奥恵喜	吉川 文浩			
伊仙支店区	4名	幸多 健次	前元 哲郎	盛本 克彦	琉 理人				
長浜支店区	7名	伊勢 徹二 日置 洋和	杢山 廣市 山下 哲郎	里 不二男	玉野 勉	中本 英一			
沖永良部支店区	4名	中原 克美	前 登志朗	美野 裕志	嶺元眞之助				
知名支店区	4名	東山 榮三	太 直造	宗岡須賀美	吉俣 文一				

— 定性的事項 —

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポートジャーナルに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーション・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポートジャーナル又は株式等エクスポートジャーナルに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	「信用リスク」とは、融資先の財務状況の悪化等によって、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスクは業務の基幹をなすリスクであるとともに、経営に与える影響が最も大きなりスクであるとの認識のもと、万全の管理体制整備を図るとともに管理手法の高度化に取り組んでいます。
管理体制	「信用リスク管理規定」に基づいて審査・管理体制を強化し、資産の健全性維持・確保の観点から、「公共性」「収益性」「成長性」「流動性」「安全性」の原則に則り、お取引先の財務内容・実態の把握、資金使途および返済財源の確認など、キャラクシッシュ・フロー重視の審査によって個別審査の厳格化を図っています。 また、貸出ポートフォリオの健全性確保の観点から、特定のお取引先や業種への貸出に偏ることのないような制度・枠組みを設け、リスク分散に留意した貸出運営に努めています。
評価・計測	信用リスクを評価するため、融資先に関する定量的・定性的な要素に基づいて、資産査定を定期的に実施し、その結果を開示しています。 なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

■貸倒引当金の計上基準

償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」）に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による処分可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」）に対する債権のうち、担保の処分可能見込額及び保証による処分可能見込額を控除し、その残額に対し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた金額を計上しております。ただし、算出した貸倒実績率が50%を下回る場合には、貸倒実績率を50%に置き換えております。

上記以外の債務者（「正常先」「要注意先」「要管理先」）については、債務者区分ごとに、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。また、エクスポートジャーナルの種類ごとの適格格付機関も同様となっております。

- ①株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ②株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)
- ⑤フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

■信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

以下の条件を満たしているのを確認し、貸出金と当組合預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポートジャーナルとみなしており、これを用いている取引の種類は、総合口座貸越、個別担保貸出であり、担保預金を該当の貸出金にのみ充当しております。

- ①預金担保差入証の徴求により、貸出金と担保預金の相殺が法的に有効である根拠を有している。
- ②オンライン登録による照会等で、相殺契約下にある貸出金と担保預金をいつでも特定可能である。
- ③オンライン登録による期日管理で、担保預金が継続されないリスクが監視、管理されている。
- ④オンライン登録による照会等で、貸出金と担保預金の相殺後の額が監視、管理されている。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経 営 内 容

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーションル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーションル・リスクとは、「内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外性的な事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」のことです。具体的には、事務ミス、不正、法令違反、システム障害などの内部管理上の問題や、災害、テロリズム、犯罪などの外部要因により損失が発生するリスクのことです。
管 理 体 制	オペレーションル・リスクへ対応するため、事務リスク、システムリスク等の管理方針を規定し、内規および危機管理マニュアルに基づいたリスク管理体制を構築しております。
評 価 ・ 計 測	「基礎的手法」に基づいてオペレーションル・リスク量の計測を行っております。

■オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーションル・リスクは、当組合は「基礎的手法」を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要	上場株式、株式関連投資信託については、時価評価によるリスク量計測によって把握しています。また、非上場株式については、当組合の内部規定に基づき適正に運用、管理を行っています。さらに、関連会社等への出資金については、常務会、理事会の承認に基づいた運用、管理を行っています。リスクの状況については、有価証券保有報告等により定期的に常務会、理事会へ報告しています。
評 価 ・ 計 測	時価評価によるリスク量計測に加え、VaRに基づく最大予想損失額による計測も行い、リスク管理を厳格に行います。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動により金融機関が保有する資産や負債に対して価値の変動が生じ、利益の低下ないし損失を被るリスクのことです。
管 理 体 制	当組合では、リスク管理部署である総務部経理課が金利リスクのモニタリング・分析を行い定期的にALM委員会へ報告し、金利リスク管理に関する重要な事項をALM委員会で協議・検討を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク管理を行います。
評 価 ・ 計 測	信用組合業界で構築したSKC-ALM（資産負債総合管理）システムを用いて、VaRにより99パーセンタイル値による銀行勘定の金利リスクを定期的に計測しています。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、VaR法により金利リスクを計測しております。VaR法とは、過去のデータを使って（観測期間）、一定の期間に（保有期間）、一定の確率で発生し得る（信頼区間）、最大の損失額を計測する手法です。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	303	401

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されています。	普通出資	発行主体：奄美信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,140百万円
---	------	--

経営内容

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もって、お客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

①お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること

②①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した総務部により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

(1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引

(2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引

(3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理態勢

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（総務部）を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、監査課において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

(1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法

(2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法

(3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法

(4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問合せ窓口までご連絡下さい。

〔お問い合わせ窓口〕 奄美信用組合総務部総務課電話0997-52-7111

【受付時間 9：00～17：30 ただし、当組合の休業日を除く】

中小企業の経営支援に関する取組方針

平成21年12月4日に施行された中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了しましたが、奄美信用組合（以下、「当組合」という。）は、金融機関の社会的責任に鑑み、お客様への円滑な資金供給を金融機関の最も重要な役割の一つであると位置付け、お客様からの、貸付条件変更の相談や必要な資金の供給、経営改善の支援に対しては「金融円滑化に関する基本方針」を定め、積極的に取り組んでまいりました。

当組合は、中小企業金融円滑化法の施行以前より上記取組みをおこなっており、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後も、「金融円滑化に関する基本方針」の通りとし、新規融資や貸付条件の変更、経営支援等に関する相談、要望等にこれまで同様に取組んでおります。新規融資や貸付条件の変更、経営改善の支援等、これまで通りの対応に努め、係る取組方針を以下の通りとし、役職員に周知徹底いたします。

(1) 中小企業のお客様からの新たな融資の申込みに対しては、お客様の経営実態を踏まえて、お客様のご要望を真摯にお伺いし、できる限りその資金需要に対応するよう努めます。

(2) 中小企業や住宅ローンをご利用のお客様から返済条件の変更等に関する申込みがあった場合、経営実態等、お客様ごとの状況を十分に踏まえたうえで、できる限り柔軟に必要な措置を取るよう努めます。

(3) 中小企業のお客様の経営実態を踏まえて、経営相談、経営指導、経営改善に関する支援を行うよう努めます。
また、支援を行うために、お客様の実際の状況をきめ細かく把握し、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます。

(4) 与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関して、お客様が理解し納得していただけるよう、知識や経験等を踏まえ、詳しく、丁寧に、誠意をもって適切な説明を行うよう努めます。

(5) お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情等には、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するとともに、お客様の視点に立った業務のあり方を検討し、たゆまぬ改善に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果すため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

定款、各種預金規程、融資契約書等に「反社会的勢力排除条項」を追加するとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際、お客様が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいている所。

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…本冊子の「自己資本の充実の状況」P.8をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工クスポートージャーを除く。）に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし。
- ・証券化工クスポートージャーに関する事項…該当事項なし。
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…「金利リスクに関する事項」P.14をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	31,802	1,272	32,671	1,306
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャー	31,802	1,272	33,266	1,330
(i) ソブリン向け	376	15	326	13
(ii) 金融機関向け	3,959	158	4,278	171
(iii) 法人等向け	2,286	91	1,835	73
(iv) 中小企業等・個人向け	12,061	482	10,325	413
(v) 抵当権付住宅ローン	1,925	77	1,792	71
(vi) 不動産取得等事業向け	343	13	253	10
(vii) 三月以上延滞等	837	33	181	7
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクspoージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
(xi) その他	10,013	400	14,274	570
②証券化工クスポートージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	6	0
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△601	△24
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
□. オペレーションル・リスク	2,436	97	2,481	99
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+□）	34,239	1,369	35,153	1,406

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクspoージャーです。具体的には「大口貸出債権」、「出資等」、「取立未済手形」等が含まれます。
6. オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーションル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\% \quad \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

「リスク・アセット」とは、貸出金や有価証券などリスクを有する資産に対し、資産の種類ごとに一律の掛け目（リスク・ウェイト）を乗じた資産の額です。

経営内容

信用リスクに関する事項（証券化工クスポートナーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

(単位：百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券		デリバティブ取引						
平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	
国内	71,730	73,706	41,132	41,335	7,998	8,075	—	—	797	789
国外	301	303	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	72,031	74,009	41,132	41,335	7,998	8,075	—	—	797	789
製造業	3,133	2,938	1,665	1,470	1,465	1,466	—	—	—	—
農業・林業	639	705	639	705	—	—	—	—	13	15
漁業	23	36	23	36	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	86	57	86	57	—	—	—	—	—	—
建設業	2,857	2,932	2,857	2,932	—	—	—	—	384	338
電気・ガス・熱供給・水道業	156	158	156	158	—	—	—	—	—	—
情報通信業	28	26	28	26	—	—	—	—	3	—
運輸業、郵便業	444	431	235	325	208	106	—	—	4	4
卸売業、小売業	4,595	4,378	3,893	3,676	700	700	—	—	73	164
金融業、保険業	21,168	22,760	488	466	1,404	1,403	—	—	—	—
不動産業	2,206	2,143	1,705	1,642	500	500	—	—	60	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	20	—	20	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,046	914	1,047	914	—	—	—	—	—	—
飲食業	555	543	555	543	—	—	—	—	43	40
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	46	40	46	40	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	507	751	508	751	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,717	3,607	3,717	3,607	—	—	—	—	108	102
その他の産業	503	526	501	525	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	10,429	11,198	6,704	7,292	3,720	3,900	—	—	—	—
個人	16,259	16,170	16,259	16,170	—	—	—	—	109	124
その他	3,614	3,696	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	72,031	74,009	41,132	41,335	7,998	8,075	—	—	797	789
1年以下	12,776	6,909	5,391	644	120	400	—	—	—	—
1年超3年以下	5,772	18,678	3,669	7,406	1,000	2,065	—	—	—	—
3年超5年以下	12,708	8,218	3,429	4,310	2,074	907	—	—	—	—
5年超7年以下	6,913	6,606	5,909	5,903	1,003	703	—	—	—	—
7年超10年以下	10,974	10,460	7,168	6,454	3,800	4,000	—	—	—	—
10年超	14,712	16,648	14,611	16,546	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,594	2,793	955	72	—	—	—	—	—	—
その他	3,582	3,697	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	72,031	74,009	41,132	41,335	7,998	8,075	—	—	797	789

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「3ヶ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には「投資信託・株式」、「現金」等が含まれます。

「デリバティブ取引＝派生商品取引」とは、有価証券や通貨など本来の金融商品から派生してできた取引（変動する商品の価格を主な対象とする取引）のことです。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

「貸倒引当金の内訳」P.11をご参照ください。

経 営 内 容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金									貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高				
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	
製造業	28	28	—	—	—	1	28	27	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	390	330	—	—	59	52	330	278	—	—	
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	
卸売業、小売業	86	229	143	17	—	—	229	246	—	—	
金融業、保険業	41	40	—	—	—	1	40	39	—	—	
不動産業	59	59	—	—	—	59	59	0	—	—	
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	77	72	—	—	5	4	72	68	—	—	
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	108	120	12	—	—	1	120	119	—	—	
合計	793	883	155	19	66	120	883	781	—	—	

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	—	11,420	—	12,232
10	—	3,361	—	2,859
20	—	20,024	—	21,612
35	—	5,350	—	5,125
50	—	531	—	516
57	—	—	—	3,078
63	—	3,569	—	—
67	—	8	—	—
75	—	16,531	—	14,019
100	—	10,621	—	14,005
150	—	478	—	57
250	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—
合計	—	71,899	—	73,508

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

- 2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
- 3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておません。
- 4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクspoージャーの額を記載しております。

●信用リスク削減手法に関する事項

当組合における信用リスク削減手法は「貸出金と当組合預金の相殺」のみであり、省略しております。



経 営 内 容

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化工クスポートナーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

①保有する証券化工クスポートナーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化工クスポートナーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

③証券化工クスポートナーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項なし

出資等エクスポートナーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	0	0	0	0
非 上 場 株 式 等	516	516	572	572
合 計	516	516	572	572

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポートナー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートナーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●出資等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員の総報酬限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区 分	支払総額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	44,820

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」となっております。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

その他業務

代理貸付残高の内訳

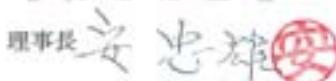
(単位：百万円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
全国信用協同組合連合会	10	8
商工組合中央金庫	3	0
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	70	56
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	532	441
住宅金融支援機構	1,758	1,517
独立行政法人雇用・能力開発機構	21	18
独立行政法人福祉医療機構	73	80
合計	2,470	2,121

(注) 日本政策金融公庫は平成20年10月に発足し、各事業が引き継がれました。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31までの第58期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

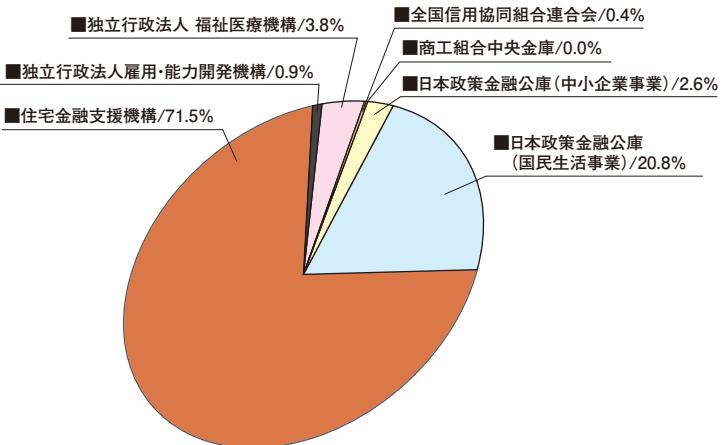
平成26年6月23日
奄美信用組合
理事長 

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人トーマツ」の監査を受けております。



平成25年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



トピックス

■平成24年8月30日付「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、当組合は、支援事業の担い手である「経営革新等支援機関」として、平成25年6月5日に九州財務局・九州経済産業局から認定を受けました。当組合では、専門性の高い中小企業支援を実現していくなど経営支援の取組みとして、創業支援、事業計画策定支援等を行い、地域密着型金融の取組みを通じて、地域経済の活性化及び中小企業の経営力強化に貢献してまいります。

■当組合は、平成25年8月1日、中小企業支援事業の一環として鹿児島県中小企業団体中央会を代表機関とした「かごしま中小企業組合支援ネットワーク」を立ち上げ、構成機関の一員（鹿児島商店街振興組合連合会、鹿児島興業信用組合、奄美信用組合）として、地元中小企業・小規模事業者ビジネス創業等支援事業に積極的に取り組んでいる中、当組合としても、構成機関として地元中小企業者をサポートして、地域の活性化を図るために提携商品（しんくみ中央会提携融資）の取扱を平成25年12月16日に開始し、地元中小事業者の経営支援等に積極的に取り組んでいます。

■かごしま中小企業組合支援ネットワーク（鹿児島県中小企業団体中央会・鹿児島商店街振興組合連合会・鹿児島興業信用組合・奄美信用組合の4団体が組織する共同事業体）が展開する「中小企業・小規模事業者ビジネス創業等支援事業」を推進する為、平成25年11月22日（金）、奄美市内のホテルにて、企業が存続するための重要なポイントの解説及び今、取り組むべき課題解決の方向性を示す為のセミナーを高橋利尚氏（ITマネジメント・サポート協同組合理事長）を講師に招いて開催し、セミナーを通して中小事業者の経営相談等に取組むことで中小事業者の業況把握や経営改善に向けた提案を行うことが出来、今後、中小事業者の事業発展の支援等に取組んでまいります。

■社会貢献活動の一環として、医療に必要な血液の安定的確保に寄与する為、鹿児島県赤十字血液センターの集団献血実施依頼により、平成26年1月15日に本店駐車場にて集団献血を実施しました。信用組合業界では、活動の一環として献血活動を積極的に進めており、当組合も、献血の普及・啓発に寄与してまいります。

地 域 貢 献

地域密着型金融推進に対する当組合の基本方針・経営姿勢

当組合は、奄美群島を営業地区とし、中小企業や零細企業、個人から構成される組合員の相互扶助を理念に掲げ、長期的かつ継続的な取引のもとに地元に根ざした金融機関として運営されている協同組合組織金融機関です。「きめ細かなサービスと誠実さ」でお客様一人一人のニーズにあった的確な営業と、密度の濃い取引を推進し、相互扶助、協同・協調精神のもとに、「組合員への奉仕・地域社会への貢献」を基本として運営しております。

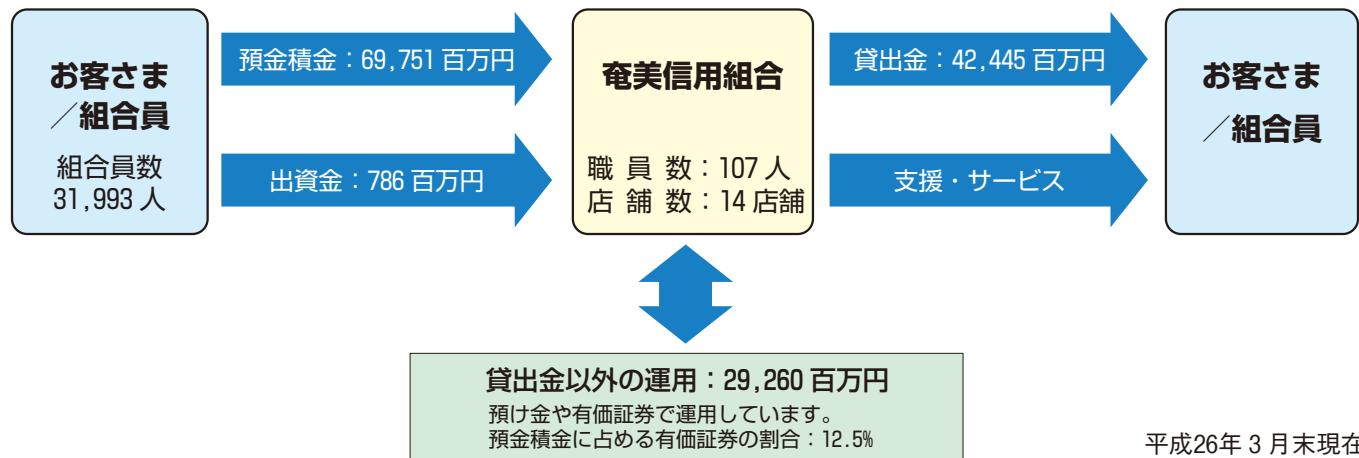
また、当組合は地域密着型金融の推進を継続的に取組むための基本方針として、

- ① ライフサイクルに応じたお客様の支援強化
- ② 中小零細企業に適した資金の提供
- ③ 地域経済への貢献
- ④ 経営力の強化
- ⑤ 地域の利用者の利便性向上

と定め、預金・貸出業務のみにとどまらず、情報の提供や経営指導・相談業務・幅広いサービスの提供など、地域社会の一員として、地域社会の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

預金を通じた地域貢献

お客様からお預かりした預金積金は、お客様の様々なニーズにお応えし、地域経済の活性化に役立てるため、円滑な資金供給を行い、また経営指導・情報提供等、幅広いサービスの提供に努めております。



融資を通じた地域貢献

(1) 貸出実行件数・金額（平成25年度）

(単位：百万円)

区 分		件 数	金 額
事 業 者 向 け	設 備 資 金	65件	1,528
	運 転 資 金	1,282件	5,304
	小 計	1,347件	6,832
個 人 向 け	住 宅 □ 一 ソ ン	43件	539
	消 費 者 □ 一 ソ ン	1,263件	2,112
	小 計	1,306件	2,651
地 方 公 共 団 体 向 け		10件	3,200
合 計		2,663件	12,684

(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。
当座貸越（カードローン等）は除いてあります。

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は鹿児島県や奄美市等の中小企業（事業者）向け制度融資の取扱窓口に指定されており、平成25年度は、74件 5億88百万円のご利用をいただいております。25年度末（件数：252件、残高：14億58百万円）

主 な 種 類	概 要	融資限度額	返済期間
中 小 企 業 振 興 資 金	中小企業者等の通常の運転・設備資金	運転 5,000万円	7年
		設備 7,000万円	15年
小 規 模 企 業 活 力 応 援 資 金	小規模企業者に対する資金	運転 1,250万円	5年
		設備 1,250万円	7年
創 業 支 援 資 金	新規に開業するための資金	運転 1,000万円	7年
		設備 2,000万円	10年
新 事 業 チ ャ レ ン ジ 資 金	事業転換・多角化・経営革新に要する資金	運転 2,500万円	7年
		設備 4,000万円	10年
緊 急 災 害 対 策 資 金	災害により経営に影響を受けたとき	運転 2,000万円	7年
		設備 3,000万円	10年
セーフティネット対応資金	最近の経済変動により経営に影響を受けたとき	運転 2,000万円	7年
		設備 3,000万円	10年

地 域 貢 献

(3) 当組合の融資商品の概要

当組合では、中小零細事業者や住民の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を発売しております。

主な種類	概要	融資限度額	返済期間
ビッグローン	個人及び事業者向け資金使途自由なローン	500万円～2億円	30年
しんくみパートナーズ	個人事業者向けローン・保証人原則不要	50万円～500万円	5年
リリーフローン	個人向け資金使途自由な消費者ローン	300万円	10年
スマイルローン	個人向け資金使途自由な消費者ローン	500万円	10年
しんくみ教育ローン	入学資金・在学資金に係わる消費者ローン (学生1人当たり300万円)	600万円 (学生1人当たり300万円)	15年
年金ローン	年金受給者のための消費者ローン	200万円	3年
フリーローン(各提携保証会社)	個人向け資金使途自由な消費者ローン・保証人原則不要	10万円～300万円	7年
目的ローン	資金使途が明確な消費者ローン・保証人原則不要	500万円	7年
カーライフローン	車購入・修理に係わる消費者ローン・保証人原則不要	500万円	7年
マイホームローンⅡ	住宅・土地取得、増改築、借換としての住宅ローン	5,000万円	35年
住宅ローンワイド	同上・保証人原則不要	5,000万円	30年
しんくみカードかけるくん	個人向けカードローン(定期積金契約)・保証人不要	200万円	5年
ゲットカード	個人向けカードローン・保証人不要	10万円～300万円	3年更新
大島紹ローン	個人向け大島紹購入ローン・保証人原則不要	50万円	5年
エコローンまもるくん	個人向け地球温暖化防止対策資金	800万円	10年
ユニオンローン	地公体等職員組合員向け消費者ローン・保証人不要	1,000万円	15年
ニューフリーローン	個人及び事業者向け資金使途自由なローン	300万円	7年
しんくみ中央会提携融資	中小企業者向けの運転および設備融資資金	500万円	7年
公務員ローン	公務員向け資金使途自由なローン	1,000万円	15年

お取引先への支援状況

(1) 要注意先等のランクアップへの取組み

当組合では、要注意先等のお取引先に対し、経営改善指導や元金返済猶予等の支援を行っており、コンサルティング機能の発揮により要注意先等のランクアップに積極的に取り組んでおります。

(2) 事業再生支援・創業支援についての取組み

当組合では「再生支援委員会」を設置すると共に、支援取組先への訪問・面談、セーフティネット保証制度の利用の提案等により、今後の経営改善基本方針、資金繰表、収支計画書等の提出を受けるなど、健全債権化に向けた取組み及び金融円滑化の取組みを強化いたします。

創業・新事業支援については、地元商工会議所・商工会等との連携による情報交換、案件発掘の活用を行い、また、担当者個々の審査能力向上のため、各種研修会へ派遣しております。

地域サービスの充実

(1) 店舗・ATM等の設置数

14店舗にATMを設置、その他店外に7台(内、共同3台)設置しており、稼働時間内であれば土曜・日曜・祝日でも入金・出金が可能です。また、全国の信用組合、都市銀行、地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、農協、セブン銀行、イオン銀行のCD・ATMからのお支払いも可能です。平成25年6月10日、更なる地域サービスの充実を図る為に、永田橋支店を移転し、よりよい金融サービスのご提供を目指して新店舗にて業務を行っています。

(2) 顧客の組織化とその活動状況

- 《しんくみ友の会》は、組合員との絆をより強固にするため毎年7月第2日曜日奄美市名瀬の奄美カントリークラブにてチャリティーゴルフコンペを開催。全店から毎年220名前後の会員が参加し、寄せられた浄財金を地元の福祉施設等に寄贈しています。
- 《奄美信用組合OB会》は、年間ボランティア活動計画として、地域の福祉施設を2回慰問し、演芸等を披露して入園者との親睦や交流により地域貢献を図っております。

(3) 情報提供活動

- 組合員向け情報誌『Bon Vivant(ボンビバーン)』を2ヶ月毎店頭にて配布しています。
- 平成13年5月インターネットホームページを開設し、各種情報を提供しております。
- 取引先企業に対し決算書に基づいた財務資料等の経営情報を提供し、指導・助言を行っています。
- 全国約388万人組合員を結ぶ組合員ネットワーク「しんくみネット」が平成23年1月1日からスタートし、当組合も加盟しました。「しんくみネット」は、加盟店表示を行なうことにより、店頭等での販売時に利用者(組合員)にメリットを提供する「地域ネットワーク」とインターネットを介して全国にPRを行ない販路の拡大やビジネスマッチングの相手を求める「しんくみネット.com(ドットコム)」により構成され、ライフプラン・ビジネスマッチング・経営診断・ビジネスパートナーの募集等の情報を提供して組合員同士の交流の促進を図っております。

(4) 《インターネット・モバイルバンキングサービス・しんくみローンサーチサービス》の提供

- お手持ちのパソコンや携帯電話(ドコモ・au)での残高照会や振込・振替のお取引ができるサービスの提供及びインターネットWebサイトからのローン申込みが可能となる「しんくみローンサーチ」サービスの提供をしてます。
※このサービスをご利用いただくためには、あらかじめ「奄美信組インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス」のお申込みが必要となります。

(5) 苦情・要望相談窓口の設置

当組合では、お客様からのお相談・苦情等にお応えするため営業店及び本部において、いつでも受付できる態勢を整えておりますので、お電話もしくはご来訪ください。

- 電話番号は、末尾ページの「本部・店舗一覧表」をご覧ください。
- 受付は、原則として月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時30分までの就業時間内です。

地 域 貢 献

文化的・社会的貢献に関する活動

- 平成25年7月の「第58回しんくみ友の会チャリティーゴルフコンペ」に全店から総勢228名の参加があり、寄せられた浄財金228千円を地元の福祉施設に贈呈しました。
- 9/1～9/7奄美本島地区の「献血運動」に22名の職員が献血に協力しました。
- 「しんくみの日週間」9/1～9/7に各地区で空缶・ゴミ拾い等の清掃活動、ご来店のお客様等へユリの球根（沖永良部の2店舗は、箱型オリジナルティッシュ）をプレゼント、また3店舗で店内ギャラリーを開催いたしました。
- 毎年12月赤い羽根共同募金運動に協力し、職員等からの浄財金を奄美市社会福祉協議会に寄付しています。
- 市町村主催の夏祭り・体育祭、各集落の清掃活動・豊年祭・敬老会、商工会主催の各種行事等に参加しています。
- ロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所、福祉施設等のボランティア行事に参加しています。
- 毎朝、本部職員による公園内の清掃活動を行っています。
- インターネットホームページにて各種情報を提供しております。

ホームページアドレス <http://www.amamishinkumi.co.jp>

- 社会貢献機能カード「しんくみピーターパンカード」を取扱中です。

お客様に一切の負担をかけることなく、お客様がショッピングなどでご利用されたカード代金の0.5%相当額が障害や難病とたたかっている子供たちやその家庭への支援活動などに役立てられます。

今年度は、平成25年8月に寄付金66千円を地元の児童福祉施設に贈呈しました。



経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)

うち経営改善支援取組み先 (α)				
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 (γ)	α のうち再生計画を策定した先数 (δ)	
169	5	1	4	0

経営改善支援取組み率 (α / A)	ランクアップ率 (β / α)	再生計画策定率 (δ / α)
3.0	20.0	0.0

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は平成25年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCC の支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

本部・店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

(自動機器設置状況) (平成26年6月現在)

店名	住所	電話	ATMご利用時間帯
本部	〒894-0025 奄美市名瀬幸町6番5号	0997-52-7111	
本店	〒894-0025 奄美市名瀬幸町6番5号	0997-52-7111	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~19:00
小浜支店	〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20番5号	0997-52-6141	平日 8:45~18:00
永田橋支店	〒894-0017 奄美市名瀬石橋町10番26号	0997-52-1560	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~19:00
瀬戸内支店	〒894-1503 大島郡瀬戸内町古仁屋大湊9番地3	0997-72-1311	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~19:00
笠利支店	〒894-0511 奄美市笠利町里18番地5	0997-63-0811	平日 8:45~18:00 土 9:00~17:00
龍郷支店	〒894-0102 大島郡龍郷町瀬留1476番地	0997-62-2511	平日 8:45~18:00
宇検支店	〒894-3301 大島郡宇検村湯湾986番地	0997-67-2336	平日 8:45~18:00
徳之島支店	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7262番地	0997-82-1241	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~19:00
天城支店	〒891-7612 大島郡天城町平土野26番地9	0997-85-4121	平日 8:45~18:00
喜界支店	〒891-6202 大島郡喜界町湾62番地1	0997-65-2311	平日 8:45~18:00 土 9:00~17:00
伊仙支店	〒891-8201 大島郡伊仙町伊仙1839番地1	0997-86-4100	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~19:00
長浜支店	〒894-0036 奄美市名瀬長浜町7番7号	0997-52-7121	平日 8:45~18:00
沖永良部支店	〒891-9112 大島郡和泊町和泊8番地1	0997-92-3111	平日 8:45~18:00 土 9:00~17:00
知名支店	〒891-9213 大島郡知名町瀬利覚2220番地2	0997-93-5111	平日 8:45~18:00

店外CD・ATM店

店名	住所	ATMご利用時間帯
本店	〒894-0008 奄美市名瀬浦上1133番4号 タイヨー浦上店駐車場内	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
小浜支店	〒894-0061 奄美市名瀬朝日町13番3号 だいわ大熊店駐車場内	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
永田橋支店	〒894-0015 奄美市名瀬真名津町13番1号 タイヨー平田店駐車場内	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
長浜支店	〒894-0041 奄美市名瀬朝仁町29番5号 タイヨー朝仁店駐車場内	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
共同CDコーナー	〒894-0015 奄美市名瀬真名津町18番1号 県立大島病院内	平日 9:00~17:00 土 9:00~17:00
共同CDコーナー	〒894-0025 奄美市名瀬幸町25番8号 奄美市役所内	平日 9:00~17:00
共同CDコーナー	〒894-0106 大島郡龍郷町中勝580番地 ビッグII奄美店内	平日 10:00~20:00 土・日・祝日 10:00~17:00



本店・本部

営業地区

鹿児島県のうち、鹿児島市・奄美市・大島郡（瀬戸内町・宇検村・龍郷町・大和村・徳之島町・天城町・伊仙町・喜界町・和泊町・知名町・与論町）の区域です。



14店舗



索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ ごあいさつ

48. 職 員 1 人 当 り 貸 出 金 残 高 10

【概況・組織】

1. 事 業 方 針	2
2. 事 業 の 組 織 *	2
3. 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）*	2
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）*	26
5. 自 動 機 器 設 置 状 況	26
6. 営 業 地 区	26
7. 組 合 員 数	2
8. 子 会 社 の 状 況	21

49. 1 店 舗 当 り 貸 出 金 残 高 9

【有価証券に関する指標】

50. 商 品 有 価 証 券 の 種 類 別 平 均 残 高 *	取 扱 い な し
51. 有 価 証 券 の 種 類 別 平 均 残 高 *	10
52. 有 価 証 券 種 類 別 残 存 期 間 別 残 高 *	11
53. 預 証 率 (期 末 ・ 期 中 平 均) *	9

【経営管理体制に関する事項】

54. 法 令 遵 守 の 体 制 *	12
55. 報 酬 体 系 に つ い て *	19
56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	12
57. リ ス ク 管 理 体 制 *	13、14
資料編	16、17、18、19

【財産の状況】

58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書*	4、5、6、7
59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*	12
(1)破綻先債権	
(2)延滞債権	
(3)3か月以上延滞債権	
(4)貸出条件緩和債権	

60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	12
61. 自己資本充実の状況（自己資本比率明細）*	8
62. 有 価 証 券、金 錢 の 信 託 等 の 評 価 *	9
63. 外 貨 建 資 産 残 高	20
64. オ フ バ ラ ン ス 取 引 の 状 況	9
65. 先 物 取 引 の 時 価 情 報	9
66. オ プ シ ョ ン 取 引 の 時 価 情 報	取扱いなし
67. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）*	11
68. 貸 出 金 償 却 の 額 *	11
69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	20
70. 会 計 監 査 人 に よ る 監 査 *	20

【その他の業務】

71. 内 国 為 替 取 扱 実 績	21
72. 外 国 為 替 取 扱 実 績	20
73. 公 共 債 窓 販 実 績	20
74. 公 共 債 引 受 額	20
75. 手 数 料 一 覧	21

【その他】

76. ト ピ ツ ク ス	20
77. 沿 革 · 歩 み	2
78. 繼 続 企 業 の 前 提 の 重 要 な 疑 義 *	該 当 な し
79. 総 代 会 に つ い て	3

【地域貢献に関する事項】

80. 地域密着型金融推進に対する当組合の基本方針・経営姿勢	22
81. 預 金 を 通 じ た 地 域 貢 献	22
82. 融 資 を 通 じ た 地 域 貢 献	22、23
83. お 取 引 先 へ の 支 援 状 況	23
84. 地 域 サ ー ビ ス の 充 実	23
85. 文 化 的 ・ 社 会 的 貢 献 に 関 す る 活 動	24
86. お 客 さ ま 満 足 度 アンケート調査結果について	25
87. 経 営 改 善 支 援 等 の 取 組 み 実 績	24

【主要事業内容】

9. 主 要 な 事 業 の 内 容 *	21
10. 信 用 組 合 の 代 理 業 者 *	取扱いなし

【業務に関する事項】

11. 事 業 の 概 況 *	2
12. 経 常 収 益 *	7
13. 業 務 純 益	7
14. 経 常 利 益 (損 失) *	7
15. 当 期 純 利 益 (損 失) *	7
16. 出 資 総 額、出 資 総 口 数 *	7
17. 純 資 産 額	7
18. 総 資 産 額	7
19. 預 金 積 金 残 高 *	7
20. 貸 出 金 残 高 *	7
21. 有 価 証 券 残 高 *	7
22. 自 己 資 本 比 率 *	8
23. 出 資 配 当 金 *	7
24. 職 員 数 *	7

【主要業務に関する指標】

25. 業 務 粗 利 益 お よ び 業 務 粗 利 益 率 *	7
26. 資 金 運 用 収 支、役 務 取 引 等 収 支 お よ び そ の 他 業 務 収 支 *	7
27. 資 金 運 用 勘 定・資 金 調 連 勘 定 の 平 均 残 高、利 息、利 回 し、資 金 利 銷 *	9
28. 受 取 利 息、支 払 利 息 の 増 減 *	7
29. 役 務 取 引 の 状 況	7
30. そ の 他 業 務 収 益 の 内 訳	10
31. 経 費 の 内 訳	7
32. 総 資 産 経 常 利 益 率 *	9
33. 総 資 産 当 期 純 利 益 率 *	9

【預金に関する指標】

34. 預 金 種 目 別 平 均 残 高 *	10
35. 預 金 者 別 預 金 残 高	10
36. 財 形 貯 蓄 残 高	10
37. 職 員 1 人 当 り 預 金 残 高	10
38. 1 店 舗 当 り 預 金 残 高	9
39. 定 期 預 金 種 類 別 残 高 *	10

【貸出金等に関する指標】

40. 貸 出 金 種 類 別 平 均 残 高 *	10
41. 担 保 種 類 別 貸 出 金 残 高 及 び 債 務 保 証 見 返 額 *	11
42. 貸 出 金 金 利 区 分 別 残 高 *	10
43. 貸 出 金 使 途 別 残 高 *	10
44. 貸 出 金 業 種 別 残 高 ・ 構 成 比 *	11
45. 預 貸 率 (期 末 ・ 期 中 平 均) *	9
46. 消 費 者 ロ ン ・ 住 宅 ロ ン 残 高	10
47. 代 理 貸 付 残 高 の 内 訳	20

AMAMI SHINYO KUMIAI



〒894-0025 鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号
TEL : 0997-52-7111 FAX : 0997-53-5211
<http://www.amamishinkumi.co.jp/>